

帯こども第260号
令和2年4月17日

市内事業所 各位

帯広市長 米沢 則 寿
(市民福祉部こども福祉室こども課担当)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する帯広市からのお願い

日頃より、本市の子育て支援施策に対し、格段のご配慮を賜り厚くお礼を申し上げます。
昨日、国が緊急事態宣言の対象地域を全国の都道府県に拡大したことに伴い、帯広市では4月20日(月)から5月6日(水)まで、小学校等の一斉臨時休業措置といたします。

しかしながら、保育所や児童保育センターは、子育て家庭において一人で過ごすことが困難な児童がいることを考慮し、当該期間中、原則、利用の自粛とし、やむを得ず家庭で保育できない児童に限定した保育といたします。

つきましては、保育所や児童保育センターなどでの利用自粛に伴い、育児等のために休まざるを得ない従業員さまからの申し出に対しまして、柔軟に対応いただくなど、子育て家庭に特段のご配慮をいただきますよう宜しくお願いいたします。

今、私たち市民一人ひとりが、感染拡大防止に向けて、今までも増して不要不急の外出を避けるなどの行動変容の取り組みが求められています。

子どもの健康と命を守るための緊急的な措置であることを何卒ご理解賜りますよう切にお願い申し上げます。

記

1 送付書類

保護者あて(参考)

「帯広市の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための限定的な保育の実施」

保育所幼稚園係
連絡先：0155-65-4158

帯広市の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための限定的な保育の実施

○基本的な考え方

昨日、国が緊急事態宣言の対象地域を全国の都道府県に拡大したことに伴い、帯広市では4月20日から5月6日まで、小学校等を一斉臨時休業措置といたします。

しかしながら、子育て家庭においては一人で過ごすことができない児童がいること等を考慮し、当期間の保育所及び児童保育センターにおいては、感染予防に最大限配慮した上で、利用の自粛を原則とした限定的な保育を実施いたします。

国は、この緊急事態を5月6日までの期間に終えるため、全国民に最低7割、極力8割の接触削減の実現を求めており、私たち市民一人ひとは、今までにも増して不要不急の外出を避けるなどの感染拡大防止に向けた行動変容に取り組むときです。

限定的な保育の利用にあたっては、大切なお子様やご家族をはじめ、お友だちや先生方みんなが感染しない、させないことを第一に考え、慎重な判断を切にお願いいたします。

○実施期間 令和2年4月20日（月）～5月6日（水）

※ただし、状況により変更となる場合があります。

○保育所及び児童保育センターの限定的な保育にあたっての留意事項

- 基本は、利用を自粛してください。
- いずれの保護者も仕事が休めない、兄弟や祖父母などが児童を保育できないなど、止むを得ず家庭で保育ができない日のみに限定してください。
- ご家庭では、必ず児童及び同居家族の検温を実施し、発熱や風邪等の症状がある場合は絶対に利用しないでください。
- 止むを得ず、利用する場合は、集団で過ごす時間を短くするため、可能な限り児童を早く迎えに来てください。原則、延長保育は実施しません。
- 休日保育は、複数施設から児童が集まり、普段と異なる接触が増えることから、基本は、利用を自粛してください。
- 児童保育センターを利用する児童は、必ずマスクを着用してください。
- 病後児保育と一時保育は、限定的な保育期間中は中止します。